# 南三陸町復興整備協議会特別会議　議事録

| | | |
|---|---|---|
| 日　　時 | 今回（第10回） | 平成２５年　６月１３日（木）１３：００～１３：４０ |
| | 前回（第９回） | 平成２５年　４月１９日（金）１３：３０～１４：００ |
| 場　　所 | 宮城県庁９階　第一会議室　（南三陸町役場仮設本庁舎２階中会議室） | |
| 復興整備事業 | 集団移転促進事業（２地区）<br>①　平磯地区防災集団移転促進事業<br>②　志津川地区防災集団移転促進事業（志津川東地区）<br>都市施設の整備に関する事業（１地区）<br>③　南三陸町志津川東地区津波復興拠点整備事業<br>※　東日本大震災復興特別区域法第４９条第７項関係：①（開発許可）<br>同法第４８条第２項関係：②③（地域森林計画、土地利用基本計画の変更） | |
| 出　席　者 | 南三陸町 | 副町長　遠藤　健治<br>企画課長　阿部　俊光<br>復興事業推進課長　及川　明<br>復興市街地整備課長　沼澤　広信 |
| | 復興庁 | 宮城復興局　主任専門調査官　大森　隆博<br>政策調査官　藤田　文彦<br>〃　主査　児玉　昌也 |
| | 農林水産省 | 林野庁　計画課課長補佐　城　風人<br>東北森林管理局　宮城北部森林管理署長　飯田　裕一 |
| | 国土交通省 | 国土政策局総合計画課国土管理企画室専門調査官　鈴木　豪 |
| | 学識経験者 | 東北工業大学　教授　稲村　肇<br>宮城県森林審議会　委員　川村　正司 |
| | 宮城県 | 土木部　都市計画課　技術補佐（総括担当）　藤田　仁<br>〃　復興まちづくり推進室　室長　金子　潤<br>〃　建築宅地課長　千葉　晃司<br>農林水産部　林業振興課　技術参事兼課長（総括担当）　佐野　幸一<br>震災復興・企画部　地域復興支援課長　熊谷　良哉 |

○協議内容

１　開　会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課　副参事兼課長補佐（総括担当）　稲村　伸）

・出席者紹介
・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
・傍聴人への注意

２　議　事

南三陸町復興整備協議会規約第７条により、南三陸町の遠藤副町長が議長となる。

（南三陸町副町長　遠藤）

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れといたしましては、まず、復興整備計画の全体について、事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、地域森林計画区域の変更に関する事項、土地利用基本計画の変更に関する事項、開発許可の特例に関する関する事項がございますので、それぞれについて説明いただき、質疑を行います。

最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

それでは、南三陸町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（南三陸町事務局　企画課長　阿部）

【様式第２について、主に変更部分を説明】

（南三陸町副町長　遠藤）

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

（出席者一同）

＜意見、質問無し＞

（南三陸町副町長　遠藤）

今回の南三陸町復興整備計画では、11ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第４８条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

（南三陸町事務局　復興市街地整備課長　沼澤）

【様式第５について説明】

（南三陸町副町長　遠藤）

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の林業振興課からから補足することはございませんか。

（宮城県農林水産部　林業振興課　技術参事兼課長　永井）

５月２３日から６月６日まで縦覧に供した結果、意見の提出はありませんでした。

（南三陸町副町長　遠藤）

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

まず、宮城県森林審議会委員　川村（森林・林業に関する学識経験者）様、いかがでしょうか。

（宮城県森林審議会委員　川村）

特に異存はありません。

（南三陸町副町長　遠藤）

続いて、宮城北部森林管理署長　飯田様、いかがでしょうか。

（宮城北部森林管理署長　飯田）

記載された計画に特に異存はありません。

（南三陸町副町長　遠藤）

続いて、林野庁計画課課長補佐　城（しろ）様、いかがでしょうか。

（林野庁計画課課長補佐　城）

特に異存はありません。

（南三陸町副町長　遠藤）

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

（出席者一同）
＜意見、質問無し＞

（南三陸町副町長　遠藤）

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第４９条第１項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水農村振興課長様、いかがですか。

（東北農政局　農村振興課長　清水）

計画に記載された内容について、特に依存はありません。

（南三陸町副町長　遠藤）

では、この事項につきましては、ご同意をいただいたものといたします。

次に今回の南三陸町復興整備計画では、11ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第４８条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います

（南三陸町事務局　企画課長　阿部）

【変更地域別概要と変更区域図について説明】

（南三陸町副町長　遠藤）
　ただいま、事務局から説明がありましたが、県の地域復興支援課から補足することはございませんか。

（宮城県震災復興・企画部　地域復興支援課長　熊谷）
　特に補足することはございません。

（南三陸町副町長　遠藤）
　ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。　まず、東北工業大学教授の稲村様、いかがでしょうか。

（東北工業大学　教授　稲村）
　土地利用計画の中で「公益的施設用地」とあるが、公益的施設とは、この地区の場合どのような種類のものを予定していますか。

（南三陸町事務局　企画課長　阿部）
　役場庁舎や病院、ケアセンター等を整備する予定としております。

（南三陸町副町長　遠藤）
　続いて、国土交通省国土政策局の鈴木様、いかがでしょうか。

（国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室専門調査官　鈴木）
　都市地域と重複する農業地域について、今後の開発で区域変更の影響が生じる可能性がありますか。

（南三陸町事務局　企画課長　阿部）
　志津川東地区周辺について更なる開発計画が出た場合、農地面積の縮小等影響が出る可能性はあります。しかし、現時点では、この区域内で今回以外の変更の予定はありません。

（南三陸町副町長　遠藤）
　その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

（出席者一同）
　＜意見、質問無し＞

（南三陸町副町長　遠藤）
　次に，今回の復興整備計画では，14ページに記載のとおり，東日本大震災復興特別区域法第４９条第４項の規定に基づき，開発許可の特例措置を適用することとしておりますが，この点について事務局から説明願います。

（南三陸町事務局　企画課長　阿部）
【様式第１０について説明】

（南三陸町副町長　遠藤）
ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

（宮城県土木部　建築宅地課長　千葉）
特に補足することはございません。

（南三陸町副町長　遠藤）
その他、皆様から御意見、御質問はございませんか。

（出席者一同）
＜意見、質問無し＞

（南三陸町副町長　遠藤）
それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

（出席者一同）
異議なし。

（南三陸町副町長　遠藤）
では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。
以上で、議事を終了いたします。

３　閉　会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課　副参事兼課長補佐（総括担当）　稲村　伸）

○協議結果

| |
|---|
| ・集団移転促進事業（１地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第４９条第７項に基づく開発許可について協議会で了承された。<br>・集団移転促進事業（１地区）、都市施設の整備に関する事業（１地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第４８条第２項に基づく地域森林計画の変更、土地利用基本計画の変更について協議会で了承された。 |